

地下水保全顕彰制度
実施要綱

公益財団法人 くまもと地下水財団

地下水保全顕彰制度 実施要綱

制定 平成 25 年 7 月 10 日理事長決裁

改正 平成 27 年 7 月 10 日事務局長決裁

改正 令和元年 9 月 24 日事務局長決裁

(目的)

第 1 条 熊本地域の企業・団体及びくまもと育水会会員の企業・団体（以下「企業等」という。）の地下水保全の具体的活動や功績等について認定並びに顕彰し、諸活動を称賛することで地下水保全の機運を高めるとともに、企業等にとっても国際的評価につながる社会貢献を広報する手段として活用していただき、更なる地下水保全の促進及び環境保全に対する評価を高めることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この顕彰は、公益財団法人くまもと地下水財団（以下「財団」という。）が主体となり実施する。

(対象者)

第 3 条 熊本地域の地下水保全活動、広報・啓発活動に積極的に取り組む企業等を対象として実施する。

(応募方法)

第 4 条 応募は、地下水保全顕彰制度応募用紙（様式 1）に次に掲げる書類を添えて財団へ提出する。

- (1) 地下水保全活動報告書（様式 2）
- (2) 会社概要等の事業内容が分かる資料
- (3) 地下水保全活動状況がわかる写真、資料
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、財団が必要と認める書類

(地下水保全顕彰委員会)

第 5 条 応募のあった企業等の適正かつ公正な審査を行うため、地下水保全顕彰委員会（以下「顕彰委員会」という。）を設置する。

- 2 顕彰委員会委員（以下「顕彰委員」という。）は、4 名以上で構成し、顕彰委員の互選により 1 名を委員長と定める。
- 3 顕彰委員会は、財団事務局長が招集し、委員長が主宰する。
- 4 顕彰委員会は、顕彰委員の 4 分の 3 以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 顕彰委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。
- 6 顕彰委員の謝礼は、熊本市に準ずる。

(認定の種類と方法)

第6条 提出された地下水保全活動報告書を基に、顕彰委員会が審査を行い、次の3段階の認定ランクを決定し、財団が認定する。

- (1) ゴールド
- (2) シルバー
- (3) ブロンズ

2 財団は、認定した企業等に、認定書を授与する。

(最優秀グランプリ表彰)

第7条 最優秀グランプリは、地下水保全顕彰制度でゴールドに認定した企業等を対象に3年に1度募集し、1者程度を表彰する。

2 応募は、地下水保全顕彰制度応募用紙(様式1)に最優秀グランプリ応募用紙(様式3)を添えて財団に提出する。

3 提出された最優秀グランプリ応募用紙を基に、顕彰委員会が審査を行い、最優秀グランプリを選定し、財団が認定する。

4 財団は、最優秀グランプリに認定した企業等に、賞状と盾を贈呈する。

(認定の公表・広報)

第8条 認定した企業等については、財団で発行する会報誌やホームページ等に掲載し公表するとともに、その地下水保全活動を積極的に広報する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9月24日から施行する。